

## 公示送達

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による取手都市計画事業取手駅北土地区画整理事業に係る令和8年3月11日付け換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付にかえてその内容が、取手市新町2丁目5番地25の取手ウェルネスプラザ内に掲示されている。

令和8年3月19日

取手都市計画事業  
取手駅北土地区画整理事業  
施行者 取手市  
代表者 取手市長 中村 修

## 記

### 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、取手都市計画事業取手駅北土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

### (教示)

- 1 この通知について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この通知を知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、取手市を被告として(訴訟において市を代表する者は取手市長となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に提起することができます。

なお、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに換地処分通知書の掲載は省略し、それらを取手市新町2丁目5番地25の取手ウェルネスプラザ内において掲示しています。